

て小作地の返還を受け一年以内に他の目的に使用し  
たるとき

二、第十條の規定に違反したるとき

三、小作審判員の第四十四條の規定に違反して評議の  
秘密を漏洩したるとき

#### 附 則

第四十七條 小作權設定の約款にして本法に違反するもの  
は無効とす

第四十八條 小作調停法は之を廢止す

第四十九條 本法施行の期日は勅令を以つて之を定む

#### 九、小作組合法要綱

九月十三日の農村委員會總會にて決定せるもの左の如し

#### (一) 構 成

1、農業労働者、小作、自作兼小作及び組合の認めたる  
者

2、法人格を認むるか否かによりては自由たるべきこと

#### (二) 目 的

1、小作條件の維持改善を圖る

2、組合員の生活向上、農業生産の増進に必要な事業

を行ふ

#### (三) 事 業

1、團體協約權の獲得

2、同盟争議權の獲得

3、肥料及び農具の共同購入並びに機械の共用使用

4、農業生産物の共同販賣

(四) 事業を遂行するための規定

1、争議若しくは組合員個人の行為に基く第三者に對す  
る損害賠償の責に任せざることを

2 耕地の引上げ並に契約條件の改廢を齎らす如き契約  
は認めざることを

3、組合財産の分割請求權を認めざることを

4、脱退に際しては財産を分割せざることを

#### (五) 罰 則

1、裏切に對しては嚴罰主義を採ること

2、組合員たるの故を以つて契約の解除若しくは契約を  
拒否する地主に對する嚴罰主義を採ること

#### (六) 組合の解散

組合員總會の決議によらざれば解散せざることを

以 上

#### 十、農村委員會人名

##### 一、中 央 廳

會長 田所實明、主任 川俣清吾、同平野學、同角田藤

三郎、特別委員 杉山元治郎、高橋龜吉、淺沼稻次郎

##### 二、辨 別 士 團

三輪祥壯、細野三千雄、細田綱吉、浦田關太郎、大貫大

八、小島利夫、福田覺太郎、石井重丸、吉田賢一、河上

丈太郎、黒田壽明、水谷長三郎、泉國三郎、菊地養之助

##### 三、地 方 委 員

西村菊次郎(青森) 川口朝次郎(同) 大野宗次郎(秋田)

田中健吉(同) 奥田信吾(同) 泉甚次郎(同) 多田喜一

郎(同) 小島幸吉(山形) 小島小一郎(同) 三宅正一

(新潟) 川瀬新藏(同) 今井一郎(同) 鈴木吉次郎(同)

篠崎一盛(長野) 油井修二(宮城) 横田忠夫(岩手) 八

百板正(福島) 大屋政夫(栃木) 金子益太郎(同) 村松

眞吾(同) 須永好(群馬) 菊地光好(同) 立見米市(同)

菊池重作(茨城) 石橋源四郎(千葉) 山内良一(岐阜)

田中佐武一(三重) 坂本清一郎(奈良) 健名喜一郎(富

山) 初田季太郎(大阪) 吉岡八十一(同) 河合義一(兵

庫) 行政長藏(同) 山上武雄(岡山) 野口龍三(鳥取)

井谷正吉(愛媛) 渡邊浩(和歌山) 秋山要(山梨)

#### 三、政策委員會報告

會長 高橋龜吉

主任 角田藤三郎

黨政策委員會は、黨の綱領に基き、黨の一般的活動、並に日常闘争に於ける諸政策の内容を決定する機關であるが我が全國大衆黨は七月二十日結成されたものであり、その結成大會に於いて、黨の下半年期に於ける闘争方針の具體的内容、並にその實行方法は決議決定されたので、本政策委員會は、従つて積極的活動を行わなかつた。だが、結成後の黨を最も効果的に全國的に、果敢なる闘争を席捲するためには、全黨員に我が黨は何を爲さんとするか、また何を爲すべきかを徹底せしむるにありとて黨の持つ綱領政策の解説を爲す必要があるであらう。斯かる觀點から、政策委員會は、九月に『黨の綱領、政策の解説』をパンフレットとして發行することに決定し、これが出版發行に關しては事業部に一任することにした。

而して、これが解説者は角田主任に一任すると共に、別に解説審議委員會を設置し、委員に河野密、岡田宗司、阿